

調達説明書（仕様書）（一般競争入札（WTO 案件用））

公 告 日
令和 3 年 8 月 20 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 62 条の規定により公告します。

なお、この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものであり、入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいた上、書面により参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業
内 容（仕様）：仕様書（本書）のとおり

2 事業期間及び履行場所

(1) 事業期間

事業契約締結の日から令和 23 年 3 月 31 日（日）までとします。

(2) 事業履行場所

三重県鈴鹿市住吉町南谷口 地内

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 県の設置する三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- エ 企業連合協定書（本事業に参加するため、企業連合に参加する者が連名して締結するものであり、本事業の遂行に必要な基本的事項を定める協定書）を任意様式で作成し、締結していること。

(2) 落札資格要件（共通）

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づき、徴収猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 競争入札に付する内容を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けている者。
- オ 以下の者又は以下の者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ・株式会社長大
 - ・内藤滋法律事務所
- カ 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- キ 選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- ク 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の各号に該当しない者。

(3) 落札資格要件（各業務）

落札者は担当する業務ごとに以下の資格要件を満たす必要があります。

区分	対象	事業
設計業務	ア センターの設計業務を担う者	PFI 事業
	イ 特定公園施設の設計業務を担う者	Park-PFI 事業
建設業務	ウ センターの建設業務を担う者	PFI 事業
	エ 特定公園施設の建設業務を担う者	Park-PFI 事業
工事監理業務	オ センターの工事監理業務を担う者	PFI 事業
	カ 特定公園施設の工事監理業務を担う者	Park-PFI 事業

ア センターの設計業務を担う者

センターの設計業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、（イ）及び（ウ）の各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に建築関係コンサルタントで登録されている者であること。

（ウ）平成19年4月1日以降に設計が完了したもので、延床面積1,500㎡以上の公共施設の実施設設計の元請実績を有していること。

イ 特定公園施設の設計業務を担う者

特定公園施設の設計業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、（ア）から（エ）までの各要件については少なくとも1者が満た

せばよいものとする。

(ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 資格者名簿の建築関係コンサルタントで登録されている者であること。

(ウ) 資格者名簿に土木関係コンサルタントで登録されている者であること。

(エ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に設計が完了した都市公園（街区公園を除く。）の公園施設の
新設又は改修に係る実施設計の元請実績を有していること。

ウ センターの建設業務を担う者

センターの建設業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の
者で行う場合は、(イ) 及び (ウ) の各要件については少なくとも 1 者が満たせばよい
ものとする。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 下欄の建設業について、同法第 3 条
第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。

(ウ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に完了したもので、延床面積 1,500 m²以上の公共施設の施
工の元請実績を有していること。

エ 特定公園施設の建設業務を担う者の資格要件

特定公園施設の建設業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を
複数の者で行う場合は、(ア) から (ウ) までの各要件については少なくとも 1 者が満た
せばよいものとする。

(ア) 平成 19 年 4 月 1 日以降に完了した都市公園（街区公園を除く。）における公園施
設の新設又は改修の元請実績を有していること。

(イ) 資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。

(ウ) 資格者名簿に土木一式工事で登録されている者であること。

オ センターの工事監理業務を担う者

センターの工事監理業務を担う者は、「ア センターの設計業務を担う者」の要件を満
たすこと。

カ 特定公園施設の工事監理業務を担う者の資格要件

特定公園施設の工事監理業務を担う者は、「イ 特定公園施設の設計業務を担う者」の
要件を満たすこと。

4 入札に関する事項

- (1) 本入札は、書面により行います。入札書の提出方法については、「14(8)」をご確認ください。
- (2) 企業連合での入札参加となりますので、代表企業が入札するものとします。なお、代
理人が行う場合は様式集の定めに従い、委任状を提出してください。

5 競争入札参加者及び落札候補者に求められる義務

- (1) 競争入札参加者は、「3(1)」を満たすことを証明するため、競争入札参加資格申請書類
を様式集（様式 2～様式 6-2）に定めるところに従い作成した上で、企業連合協定書（任
意様式）を一括して綴じ、提出締切日時（令和 3 年 9 月 15 日（水）16 時）までに「入札

に関する事務を担当する課・班」(以下「入札事務担当所属」という。)に提出し、競争入札参加資格の審査を受けてください。提出方法については、14(3)をご確認ください。また、入札に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状もあわせて提出ください。

ただし、「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」又は「三重県電子調達システム(物件等)利用登録者」については、下記の書類の提出を免除します。

※法人にあつては、登記簿謄本又は登記事項証明書(商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので申請日以前3月以内に発行されたものに限る。写し可。)

- (2) 競争入札参加者は入札書の提出にあたり、代理人又は復代理人をたてる場合、委任状又は委任状(復代理人)を様式集(様式5-1又は様式5-2)に定めるところに従い、「5(1)」の手続きに含め、入札事務担当所属に提出してください。提出方法については、14(3)をご確認ください。
- (3) 落札候補者となった場合は、「3(2)及び(3)」の落札資格要件を満たしていることの確認のため、落札資格要件確認申請書類を様式集(様式11～様式18)に定めるところに従い作成した上で、一括して綴じ、また①及び②の書類を提出締切日時(令和4年1月12日(水)16時)までに入札事務担当所属に提出してください。(※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(様式6-3)を提出(ファクシミリ又はメール可)してください。)
 - ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

6 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 本件入札は総合評価一般競争入札方式による落札方式とし、予定価格を超えない入札価格の入札者のうち、性能評価点と価格評価点の合計である総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。
- (2) 性能評価点は落札者決定基準に基づき、選定委員会が提案資料の審査(「落札者決定基準/別紙/評価項目オ/⑤」を除く)を行い、性能評価点を決定します。
- (3) 価格評価点は、県の定める評価基準額と当該競争入札参加者の入札価格(当該入札価格)との比率により算出します。なお、算出した得点の小数点第3位を四捨五入します。
- (4) 総合評価点と同点の者が存在する場合は、性能評価点が最も高い者を落札者候補者として選定し、性能評価点も同点の場合は、該当者にくじを引かせて落札者候補者を選定するものとします。くじ引きの実施方法は、別紙「くじの取り扱いについて」のとおりとします。この場合、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、くじ引きを三重県職員に委任したものとみなし、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札候補者を決定します。

- (5) 落札候補者は、「3(2)及び(3)」の落札資格及び「5(3)」に規定する落札候補者が提出すべき書類の確認を行った後に落札決定を行います。
- (6) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- (7) その他は後掲「入札に際しての注意事項」によるものとします。

7 契約方法に関する事項

- (1) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
- なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細はPFI事業契約書(案)に記載します。
- ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号及び第2号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (2) 契約は、以下の契約書類に定めるところによります。
- ア PFI事業 事業契約書(案)
 - イ Park-PFI事業 特定公園施設・譲渡契約書(案)
 - ウ 基本協定書(案)
 - エ PFI事業 基本協定書(案)
 - オ Park-PFI事業 基本協定書(案)
- (3) 契約は、後掲「契約に関する事務を担当する課・班」(以下「契約事務担当所属」という。)に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は次のとおり作成し、各自1通を保有します。
- ア PFI事業 事業契約書
SPCとPFI事業契約を締結します。
 - イ Park-PFI事業 特定公園施設・譲渡契約書
Park-PFI代表企業とPark-PFI事業 特定公園施設・譲渡契約を締結します。
 - ウ 基本協定書
落札者である企業連合内すべての企業と、基本協定を締結します。
 - エ PFI事業 基本協定書

PFI 事業における構成企業及び協力企業と、PFI 事業基本協定を締結します。
オ Park-PFI 事業 基本協定書
Park-PFI 企業と連名して、Park-PFI 事業基本協定を締結します。

8 監督及び検査

契約書の定めるところによります。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約書の定めるところによります。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 その他

- (1) 当該入札に質疑(入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項)がある場合は、「14(1)及び(4)」にある締切日時までに行うものとします。
(※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせいたします。)
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、入札説明書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

- (4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書等に記載された内容及び期限等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び入札説明書等に規定するところによります。
- (7) 本件入札手続において政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

1 4 期間の設定（時間は、24 時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出期間（1 回目）

令和 3 年 8 月 23 日（月）から同月 27 日（金）16 時 00 分まで

《結果回答》

令和 3 年 9 月 6 日（月）までに行います。

※提出期間内に、「入札説明書等に関する質問書」（様式 1）を作成した上で、E-mail に添付し、契約事務担当所属に提出してください。

※質疑の回答は、期日までにホームページで公開します。質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑回答状況を確認してください。

(2) 同等品申請の提出締切日時

「対象外」

(3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期間

令和 3 年 9 月 6 日（月）から同月 15 日（水）16 時 00 分まで

《結果通知》

令和 3 年 10 月 4 日（月）までに書面にて行います。

【提出方法】

「競争入札参加資格確認申請書類」を様式集の定めるところに従い作成し、必要書類を添付の上、書面にて提出期間内に郵送又は持参（以下、同様。）により提出してください。ただし、代理人が申請する場合は委任状を提出してください。

(4) 質疑等の提出期間（2 回目）

令和 3 年 10 月 12 日（火）から同月 15 日（金）16 時 00 分まで

《結果回答》

令和 3 年 10 月 22 日（金）までに行います。

※提出期間内に、「入札説明書等に関する質問書」（様式 1）を作成した上で、E-mail に添付し、契約事務担当所属に提出してください。

※質疑の回答は、期日までにホームページで公開します。質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑回答状況を確認してください。

(5) 提案書類の提出期間

令和 3 年 11 月 9 日（火）から同月 15 日（月）16 時 00 分まで

(6) 入札書提出の締切日時

入札書提出日時 令和 3 年 12 月 17 日（金）16 時 00 分

内訳書の提出の要否 不要

郵送又は持参により提出してください。

※再入札は行いません。

(7) 開札の日時

入札書開札日時 令和3年12月17日(金)16時10分

(8) 入札書の提出方法と指定する郵便局

入札は次のア、イのいずれかの方法によります。

ア 紙媒体の持参による入札の場合

本人又は代理人が令和3年12月17日(金)16時00分に下記の提出先に入札書(封筒に入れ密封の上、調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り、様式37-1及び様式37-2)を持参し、提出してください。

ただし、代理人が入札する場合は令和3年12月17日(金)15時45分までに委任状を提出してください。

イ 郵送による入札の場合

入札書は、令和3年12月17日(金)15時45分までに到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、下記の提出先へ送付してください。

※ 封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留め」とする旨を記載してください。(下記参照)

また、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、令和3年12月10日(金)から入札書提出の締切日時までの間に指定する郵便局へ到着するように投函してください。

なお、入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

■持参の場合の提出先

〔 場 所：三重県庁舎1階 入札室(予定)
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地 〕

■郵送の場合の提出先

- ・指定する郵便局の郵便番号:514-0006
- ・指定する郵便局の住所 :三重県津市広明町13番地
- ・指定する郵便局 :三重県庁内郵便局留め
- ・受取人 :三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
- ・案件名 :鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業入札書(在中)

■入札に関する事務を担当する課・班

(1) 担当部局(鈴鹿青少年センター)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課社会教育班 担当 樋口 植村

電話 059-224-3322 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 担当部局(鈴鹿青少年の森)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部都市政策課街路・公園班 担当 吉岡 嗟峨

電話 059-224-2706 ファクシミリ 059-224-3270

■契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課社会教育班 担当 樋口 植村

電話 059-224-3322 ファクシミリ 059-224-3023

入札に際しての注意事項

1 本項目の(1)から(4)は参加資格、(5)から(13)は落札資格となります。また、(13)のとおり、落札者は担当する業務ごとに「調達説明書 P.2 3(3)落札資格要件（各業務）」の資格要件を満たす必要があります。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 県の設置する選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- (4) 企業連合協定書（本事業に参加するため、企業連合に参加する者が連名して締結するものであり、本事業の遂行に必要な基本的事項を定める協定書）を任意様式で作成し、締結していること。
- (5) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (6) 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (7) 三重県税又は地方消費税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づき、徴収猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 競争入札に付する内容を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けている者。
- (9) 以下の者又は以下の者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ・株式会社長大
 - ・内藤滋法律事務所
- (10) 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (11) 選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- (12) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の各号に該当しない者。
- (13) 担当する業務ごとに「調達説明書 P.2 3(3)落札資格要件（各業務）」の資格要件を満たす者。

2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (3) 1(8)及び(13)を証明する書類の写し(必要とする場合に提出)

3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。

5 入札執行回数は、1回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。

6 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
- (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
- (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) 入札内訳書を求めた場合に次の(ア)から(オ)に該当するとき。
 - (ア) 入札内訳書を提出しないもの。
 - (イ) 入札内訳書の金額と入札額が一致していないもの。
 - (ウ) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - (エ) 記載すべき項目が欠けているもの。
 - (オ) その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの)

7 契約保証金は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとするが、契約

保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができる（規則第 75 条第 2 項参照）。なお、詳細は事業契約書（案）に記載します。

ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

8 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

10 契約締結権者は、受注者が 9 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。